

！！注意事項！！

★【一体型で届出をされている・届出を予定している企業・法人の皆様へ】

令和7年4月1日以降、一体型の届出様式が変更されます！！

- ・次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」と記載）の改正に伴い、令和7年4月1日以降、次世代法・女性活躍推進法（以下「女活法」と記載）一体型の様式が変更されます。
- ・**令和7年3月31日（必着）**までに労働局へ提出する一体型の届出は、**旧様式でも受付可能**です。令和7年4月1日以降に一体型の旧様式で届け出られた場合は、**受付できません**のでご注意ください。
- ・女活法単独型の様式は令和7年4月1日以降も、そのままご使用いただけます。

★基礎項目による状況把握をして、行動計画を策定しましょう！

- ・「基礎項目」は**必ず把握**すべき項目です。基礎項目を把握し、課題分析を行ったうえで、行動計画を策定しましょう。（基礎項目については下記パンフレットの4頁に詳細）
- ・目標は「数値目標」が必要となりますので、ご注意ください。下記パンフレット9頁に例が記載されています。また、目標を定める際は、男女雇用機会均等法に違反しない内容にしなければなりません。（下記パンフレット12頁に詳細）

★行動計画は外部への公表が必要です！

- ・101人以上の企業・法人は、行動計画を外部へ公表が**義務**付けられています。
- ・**公表を行ってから**、行動計画を労働局へ提出してください。

※次世代法は計画を策定してから概ね3か月以内の公表ですが、女活法は届け出前の公表となりますので、お間違いのないよう、ご注意ください。

★女性の活躍推進企業データベースでの公表方法が変わりました！

- ・常時雇用する労働者が301人以上の企業は、男女の賃金差異を含めた3項目以上公表することが義務のため、この度該当する企業は3項目以上の入力がないと、承認されないよう変更されました。
- ・賃金差異の公表とその他の情報公表の公表日が違う企業は、ぜひこの機会に更新の日付を統一し、業務の効率・閲覧者の利便性の向上にお役立てください。

★行動計画の策定に使用する資料等

【パンフレット】

○女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しましょう！【PDF：5.6MB】
URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000984248.pdf>



【厚生労働省ホームページ】

○女性活躍推進法特集ページ

URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



お問い合わせ

愛媛労働局雇用環境・均等室 ☎ 089-935-5222